



沖縄労働局発表
平成26年9月26日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 大嶋 直樹 賃金室長 大城 勝夫 電話：098 - 868 - 3421
----	---

**平成26年度沖縄県最低賃金【677円】は
平成26年10月24日（金）に発効**

沖縄県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月3日、沖縄労働局長（谷 直樹）から沖縄地方最低賃金審議会（会長 宮國 英男）に対し諮問を行い、同審議会は、審議の結果、8月26日、現行の最低賃金の時間額664円を13円引き上げ（引上率1.96%）て、677円に改正することが適当である旨の答申を行った（既報済み）。これを受けて沖縄労働局長は、異議申出等の処理を経て、9月11日沖縄県最低賃金の改正を決定しました。今月24日に官報公示を行い、平成26年10月24日（金）から効力を発することとなります。

- 1 沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用され、同最低賃金以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となる。（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。）
- 2 沖縄労働局では、平成26年度改正最低賃金の周知広報を図るために、10月23日（木）（県庁前広場）、同月24日（金）（沖縄県産業まつり会場）に街頭キャンペーンを行うことを予定している。
- 3 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県最低賃金総合相談支援センター」（電話 098 - 860 - 2525）を設けている他、「業務改善助成金」として、職場の業務を効率化（改善）に要する費用2分の1（上限100万円）補助事業（沖縄労働局賃金室 電話098 - 868 - 3421）を行っている。

もう、チェックした？

沖 縄 県

最 低 賃 金



6

7

7

時間額

円

平成26年10月24日から！

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

電話でチェック！

沖縄労働局労働基準部賃金室
098-868-3421

ウェブでチェック！

最低賃金制度

検索

スマホでチェック！



最低賃金未満の労働契約は、無効です。

最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省



最低賃金って・・・？



働くすべての人が対象！



都道府県ごとに決められていて、毎年改定！



最低賃金未満の労働契約は無効！



地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！



賃金が、最低賃金額以上になっているか確認してみよう！



[最低賃金の比較方法]

1 時間給の場合

▶ 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)

2 日給の場合

▶ 日給 \div 1日所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)

ただし、日額が定められている特定最低賃金が適用される場合には、
日給 \geq 最低賃金額 (日額)

注) 日給を所定労働時間数で除した場合に、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。

3 月給の場合

▶ 月給 \div 1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)

4 上記1~3の
組み合わせの場合

例えば基本給が時間給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記の1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当